

神奈川大学課外活動団体の顧問・部長等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学生の課外における学術、学芸、文化および体育の自主的な活動援助、指導する顧問、部長および副部長について定める。

(顧問・部長)

第2条 大学が公認する各部に原則として顧問又は部長を置くものとする。

- 2 顧問は部の活動形態に応じて複数おくことができ、部の活動について、助言および指導を行う。
- 3 部長は部を代表するとともに、部の活動について助言および指導を行う。
- 4 顧問又は部長は部の必要に応じて、監督・コーチ等を任命することができる。

(副部長)

第3条 大学が公認する各部に副部長を置くことができる。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長不在の際には部長を代行する。

(委嘱)

第4条 顧問、部長および副部長については、専任教職員の中から部が推薦する者を学生生活支援部長がこれを委嘱する。

- 2 顧問、部長および副部長は、その就任にあたっては就任承諾書を学生生活支援部長に提出するものとする。
- 3 学生生活支援部長は、第2条第4項の監督・コーチ等についてもこれを委嘱することができる。

(任期)

第5条 顧問、部長および副部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中において交代する場合には、前任者の残任期間とし、委嘱については第4条の定めによる。
- 3 顧問、部長が任期満了又は辞任によって退任する場合は、あらたに後任者が委嘱されるまでは、その任にとどまるものとする。

(辞任)

第6条 相当の事由があるときは、任期中といえども辞任することができる。

(手当・旅費)

第7条 顧問、部長および副部長並びに第2条第4項の監督・コーチ等にかかる手当は支給しない。

- 2 合宿、大会等にかかる旅費については別の定めによる。

附 則

この要綱は、平成7年7月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。